

「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説」の
公開に当たって

－要領の改訂経緯、主な改訂点および留意事項－

最初の岩盤および土質ボーリング柱状図の作成要領（案）の策定から約 30 年が経過し、現在までにボーリングの削孔技術が進歩するとともに地質図および工学地質図に関する JIS が制定され、ボーリングコア写真の撮影もフィルム式カメラからデジタルカメラに変わるなど、ボーリング柱状図作成に関連する環境には、大きな変化があった。このようなことからボーリング柱状図作成要領（案）の改訂が急務となっていた。

そこで、平成 25 年 10 月に（一財）日本建設情報総合センターの社会基盤情報標準化委員会（委員長：柴崎亮介東京大学教授）の基にボーリング柱状図標準化小委員会（小委員長：福江正治東海大学名誉教授、事務局：（一社）全国地質調査業協会連合会）が設置され、ボーリング柱状図作成要領が改訂された。

今回の改訂に当たって、見直しおよび統合の対象とされたのは、次の解説書および要領（案）である。

<岩盤および土質ボーリング柱状図>

・「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（改訂版）」（建設大臣官房技術調査室監修、財団法人日本建設情報総合センター発行、平成 11 年 5 月）

- ・なお、この「解説書（改訂版）」は次のような経緯を経て作成されたものである。
- ・ 原本：「ボーリング柱状図作成要領（案）」（土木研究所資料第 2389 号、昭和 61 年 6 月）
 - ・ 初版（上記原本に加筆）：「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書」（建設大臣官房技術調査室監修、財団法人日本建設情報総合センター発行、昭和 61 年 11 月）
 - ・ 改訂版（SI 単位移行に伴う改訂）：「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（改訂版）」（建設大臣官房技術調査室監修、財団法人日本建設情報総合センター発行、平成 11 年 5 月）

<地すべりボーリング柱状図>

・「地すべり調査用ボーリング柱状図作成要領（案）」（土木研究所資料第 3868 号、平成 14 年 6 月）

今回の主な改訂点は次の通りである。

- 1) 「要領」を枠書き、「解説」を【解説】と表示し、「要領」と「解説」を明確に区分した。
- 2) これまで、ボーリング柱状図作成要領は、「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書（改訂版）」（（財）日本建設情報総合センター発行、平成 11 年 5 月）と、「地すべり調査用ボーリング柱状図作成要領（案）」（土木研究所資料 第 3868 号、土木研究所発行、平成 14 年 6 月）の 2 冊の書籍に分離していたが、今回、両者を統合した。

- 3) 柱状図の標題欄を各ボーリングで共通とした。
- 4) 各ボーリング柱状図の様式の見直しを行い、適宜、削除、追加を行った。
- 5) 土質ボーリング柱状図および地すべりボーリング柱状図をそれぞれオールコアボーリング用と標準貫入試験用とに区分した。
- 6) ボーリングコア写真の撮影に関する事項を今日のデジタルカメラの性能を基に、新たに規定した。
- 7) ボーリング柱状図の品質確保のため、ボーリング削孔、ボーリングコア鑑定などの関係者には、地質調査技士の登録番号を明記するようにし、電子納品に当たっては地質情報管理士の関与を推奨した。
- 8) 上記の統合、土質ボーリング柱状図および地すべりボーリング柱状図の区分に伴い、今回作成した原案は、「第 1 編 総則」、「第 2 編 標題欄」、「第 3 編 岩盤ボーリング柱状図」、「第 4 編 土質ボーリング柱状図（オールコアボーリング用）」、「第 5 編 土質ボーリング柱状図（標準貫入試験用）」、「第 6 編 地すべりボーリング柱状図（オールコアボーリング用）」、「第 7 編 地すべりボーリング柱状図（標準貫入試験用）」、「第 8 編 ボーリングコア写真」、「第 9 編 簡略柱状図」、「第 10 編 ボーリングコアの取り扱い及び保管」および「第 11 編 参考資料」の構成とした。
- 9) 要領の題名を「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書」または「地すべり調査用ボーリング柱状図作成要領（案）」から「ボーリング柱状図作成およびボーリングコア取扱い・保管要領（案）・同解説」（以降、「本要領（案）・同解説」と呼ぶ）に変更した。

ここに、今回、改訂した「本要領（案）・同解説」および「本要領（案）」の英訳は、社会基盤情報標準化委員会によって同委員会規約第 9 条第 3 項に基づき推奨されることとなり、（一社）全国地質調査業協会連合会および（一財）日本建設情報総合センターのホームページにて公開することにした。

なお、このたびの公開に際し、施行日について次のようにご留意頂きたい。

本要領（案）・同解説のうち、「第 10 編 ボーリングコアの取扱い及び保管方法」以外の編については、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」が改訂された後の施行となる。